

令和 2 年度住民税申告書の提出期限を延長

今般、国税庁は新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申告所得税等の申告期限・納付期限について、4月16日(木)まで延長することとしました。

それに伴い、当市においても住民税(市・県民税)、国民健康保険税の申告期限を延長します。

1 延長後の提出期限

令和 2 年 2 月 17 日～令和 2 年 3 月 16 日



令和 2 年 4 月 16 日 (1 カ月間延長)

問い合わせ先 三木市総務部税務課
電話 0794-82-2000 (内線 2320)